最終改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、福島市請負工事検査規程(平成31年4月1日付け訓令第16号。以下「規程」 という。)第5条で規定する検査のうち中間検査に関して、必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の定義)

第2条 中間検査は、規程、福島市財務規則(平成15年規則第34号。以下「規則」という。)第147条第1項に規定する福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、工事目的物の出来形、出来ばえ等の品質及び工事中の安全性並びに適正な施工状況の確認及び評価を目的として、工事の竣工検査時において施工の適否を確認することが困難と予想される工事又は工事施工中でなければ確認できない隠ぺい箇所等がある工事の当該中間検査時点における施工状況の確認及び工事等の品質を確保するために実施するものとする。

(中間検査の対象)

- 第3条 中間検査の対象とする工事は、次の各号のとおりとする。ただし、福島市請負工事成績評定要 綱第3条に規定する評定の対象とする工事以外の工事等については除く。
 - (1) 低入札価格調査制度調査対象工事
 - (2) 国、県補助金又は交付金事業のうち請負金額が、次に掲げる金額以上の工事
 - ア 土木工事 2,000万円
 - イ 建築工事 3,000万円
 - ウ 設備工事 2,000万円
 - (3) 総合評価落札方式、設計・施工一括発注方式、設計VE方式等により発注した工事
 - (4) 建築工事若しくは土木工事と、電気設備工事及び機械設備工事、並びに屋外整備工事を同一受 注者に総合(一括)して発注した工事
 - (5) 埋め戻し、巻き立て、被覆等により、竣工検査時に出来形、品質の確認が著しく困難になると 予想される工事及び別に定める施工上の重要な変化点で確認を必要とする工事
 - (6) その他関係部局又は財務部長が必要と認める工事

(中間検査の実施)

- 第4条 約款第32条の2第1項及び規程第5条第1項の規定に基づき、前条に規定する工事の中間検査の実施は、工事等の担当課長等(以下「担当課長等」という。)と契約検査課長が協議し、工事等の品質を確保するため必要があると認めるときは、中間検査の実施を決定するものとする。
- 2 担当課長等は、前項の中間検査を請求するときは、契約検査課長に検査の依頼を行わなければならない。
- 3 中間検査の実施は、完成、出来形、中間の検査時期及び当該工事の工程を考慮し、原則として、別に定める施工上の重要な変化点で実施される段階確認で行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に規定する低入札価格調査制度調査対象工事の中間検査の実施は、担当課長等と契約検査課長が協議し、実施時期及び回数を決定するものとする。
- 5 中間検査は、工事目的物について、契約図書及びその他の関係書類と対比して、次の各号に留意し、 その適否を判断する。
 - (1) 工事の実施状況
 - (2) 工事の出来形
 - (3) 工事の品質

(4) 工事の出来ばえ

(検査員の指定)

- 第5条 財務部長は、前条第2項の依頼を受けたとき又は財務部長が必要があると認めるときは、速やかに検査員を指定し、工事等の品質を確保するため工事の施工状況について、検査員に対して中間検査を命じることができる。
- 2 検査員は、規則第191条第1項の規定に基づき工事監督業務を担当する職員として契約権者から 指定された者(以下「監督員」という。)と打ち合わせを行い、検査日を決定する。

(中間検査の立会)

第6条 中間検査の立会は、規程第8条の規定に定めるところにより行うものとする。

(中間検査に必要な書類の提出)

- 第7条 監督員は中間検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提出又は提示しなければならない。
 - (1) 契約に関するもの(契約書等)
 - (2) 出来形管理資料(出来形図、出来形管理、出来形数量又は出来形計測資料)
 - (3) 施工管理の結果資料(工程表、品質管理資料、品質証明資料、工事写真)
 - (4) 安全管理に関する資料
 - (5) 設計図書で指示した工事材料の試験結果
 - (6) 上記以外の使用材料に関する資料
 - (7) 設計図書で指示した施工立会の記録
 - (8) 社内検査結果資料
 - (9) その他検査員の指示するもの
- 2 検査員は、中間検査の過程で必要があると認めるときは、工事の実施状況について関係資料の提示 を求めることができる。

(中間検査結果の報告等)

- 第8条 検査員は、中間検査を終了したときは、規則第196条の規定に基づき、速やかに規程第10 条による検査の報告を行うものとする。
- 2 検査員は、中間検査において、出来形及び品質が設計図書並びに管理基準等に適合しないほか、施工方法等に是正が必要と認められるときは、監督員又は受注者に対し、必要な指示、助言をするものとする。

(中間検査と竣工検査等との関係)

第9条 中間検査で確認した出来形部分については、竣工検査、一部竣工検査又は既済部分検査での確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

(読替規程)

- 第10条 規程第6条第1項に規定する請負金額が500万円未満の工事等の担当課が行う検査については、契約検査課が行う検査の例によるものとする。この場合において、検査員の指定等については、規程第6条の例によるものとする。
- 2 第3条、第5条中「財務部長」とあるのは「担当課長等」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年2月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

(経過措置)

この要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から以降に契約する工事から適用し、施行日以前に契約した工事の中間検査は、なお従前の例による。

(名称変更)

この要綱による改正前の福島市中間検査実施要綱(平成22年2月1日施行)を、この要綱による改正後の福島市請負工事中間検査要綱に名称変更する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。